

平成28年6月1日
一般社団法人東京都信用金庫協会

「大規模災害時等における相互支援協定」に基づく
制度開始について

平成23年の東日本大震災や本年4月に発生した熊本地震等、我が国における自然災害の脅威はとどまるところを知らず、今後においても、地震に限らず大規模災害は発生するものである、また、いつ起きるか分からないものと認識し、しっかりとした準備が必要であると思われます。

こうした現状を踏まえ、今般、本会の会員・準会員信用金庫は、「大規模災害時等における相互支援協定」を締結し、本日より制度を開始いたしました。

本制度は、大規模災害発生時、被災信用金庫が単独での業務継続が困難となった場合、本会に対し支援要請を行い、

- ①生活関連物資の提供
 - ②業務機能の維持や復旧対策等に必要な資器材の提供
 - ③業務機能の維持や復旧対策等に必要な人員の派遣
- 等の支援を行うこととなります。

地域の皆様方には、引き続き信用金庫業界へのご理解を賜りますようお願い申し上げます。